

だまされないために賢い消費者になろう!!

～私は大丈夫と思っていませんか?～

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もありませんよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、なかなか帰ってくれないため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。

冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「返してほしい」と連絡したが、「すでに手元にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。(70歳代 女性)



出典：独立行政法人
国民生活センター

買い取られた貴金属はクーリング・オフできます!

《ひとこと助言》

安易に自宅への訪問を承諾するとトラブルの原因になります。買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱりと断りましょう。もし、訪問されて居座られたり、何か出せと強く迫られたりしたら、すぐに警察を呼びましょう。

このような被害の多くは、高齢者に見られます。家族や地域で見守りましょう。

少しでもおかしいと思ったら、まずご相談ください。

■問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

国民年金保険料が改定されました

■問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料額は、

月額 15,590円になりました。

納めた国民年金保険料は「社会保険料」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

まだ納付がお済みでない人は、お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がありましたら、佐賀年金事務所、または市民生活課保険年金係にお尋ねください。



マイナちゃんのマイナンバー解説(2) ～マイナンバーはいつから誰がどのような場面で使うの?～

■問い合わせ 情報課 情報推進係 ☎75-2114

■10月にマイナンバーが通知されます

10月から、住民票を有する国民のみなさん一人ひとりに12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。また、マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人にも通知されます。

通知は、市から、原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行います。マイナンバーは、一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので大切にしてください。



平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします!

■平成28年1月からマイナンバーを利用します

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策など、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。

■国や地方公共団体などで利用します

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。

国民のみなさんには、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続を行う場合があります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関からマイナンバーの提出を求められる場合があります。